

第三十八回国会 社会労働委員会 議 録 第十六号

昭和三十六年三月二十二日(水曜日)

午前十一時二十八分開議

出席委員

委員長 山本 猛夫君

理事齋藤 邦吉君 理事永山 忠則君

理事藤本 捨助君 理事柳谷清三郎君

理事滝井 義高君 理事八木 一男君

井村 重雄君 伊藤宗一郎君

浦野 幸男君 小沢 辰男君

岸本 義廣君 佐伯 宗義君

櫻内 義雄君 澁谷 直藏君

田中 正巳君 松浦周太郎君

松山千恵子君 渡邊 良夫君

淺沼 幸子君 大原 亨君

河野 正君 五島 虎雄君

島本 虎三君 田邊 誠君

中村 英男君 井堀 繁雄君

本島百合子君

出席國務大臣

労働大臣 石田 博英君

出席政府委員

労働事務官 富樫 總一君

(労働局長)

委員外の出席者

専門 員 川井 幸知君

三月十六日

委員福田繁芳君辞任につき、その補

欠として小川半次君が議長の名目で

委員に選任された。

同月十七日

委員吉村吉雄君及び井堀繁雄君辞任

につき、その補欠として矢尾喜三郎

君及び春日一幸君が議長の指名で委

員に選任された。

同日

委員春日一幸君辞任につき、その補

欠として井堀繁雄君が議長の指名で

委員に選任された。

同月二十日

委員加藤常太郎君辞任につき、その

補欠として増田甲子七君が議長の指

名で委員に選任された。

同日

委員増田甲子七君辞任につき、その

補欠として加藤常太郎君が議長の指

名で委員に選任された。

三月二十日

化粧品店の薬用化粧品等取扱いに関

する諸願外二十四件(井岡大治君紹

介)(第一五三三三三三三三三三三三

同外十四件(野原覺君紹介)(第一五

三四四四四四四四四四四四四四四

同外四件(井岡大治君紹介)(第一五

七五五五五五五五五五五五五五五

同(肥田次郎君紹介)(第一五七六六六

同外五件(大矢省三君紹介)(第一七

三三三三三三三三三三三三三三三

社会保険医療の改善に関する諸願外

三件(小川平二君紹介)(第一五三五

号)

同(羽田武嗣郎君紹介)(第一五三六

号)

同外百六十三件(増田甲子七君紹介)

(第一六二二二二二二二二二二二二二

小兒マヒ予防に関する諸願(大原亨

君紹介)(第一五三三七七三七三七

同外三件(高津正道君紹介)(第一五

八八八八八八八八八八八八八八八

同外百五十件(前田榮之助君紹介)

(第一五八九九八九八九八九八九九

同外三百七十二件(肥田次郎君紹

介)(第一六三三三三三三三三三三三

同(穂積七郎君紹介)(第一六三四四

同(佐々木三三君紹介)(第一六五五

宗教法人立保育施設の取扱い改善に

関する諸願(櫻内義雄君紹介)(第一

五三八八三八三八三八三八三八八

同(永田亮一君紹介)(第一六二二〇

同(逢澤寛君紹介)(第一六六七七

同外一件(大倉三郎君紹介)(第一六

八六八六八六八六八六八六八六八

引揚者給付金等支給法の一部改正に

関する諸願(島本虎三君紹介)(第一

五三三三三三三三三三三三三三三

同(小沢辰男君紹介)(第一五八一一

同(小笠公昭君紹介)(第一五八二二

同(富田健治君紹介)(第一五八三三

同(中垣國男君紹介)(第一五八四四

同(原健三郎君紹介)(第一五八五五

同(草野一郎平君紹介)(第一六一五

同(櫻内義雄君紹介)(第一六一六六

同(長谷川峻君紹介)(第一六一七七

同(柳田秀一君紹介)(第一六一八八

同(赤松勇君紹介)(第一六三三三

同(杉山元治郎君紹介)(第一六三七

同(吉村吉雄君紹介)(第一六三八八

同(澁谷直藏君紹介)(第一六六六六

同(伊藤宗一郎君紹介)(第一六八八

同(井堀繁雄君紹介)(第一七三七七

同(受田新吉君紹介)(第一七三八八

同(本島百合子君紹介)(第一七三九

山形県の温泉地帯に老人センター設

置の諸願(松浦東介君紹介)(第一

五四〇五四〇五四〇五四〇五四〇

水産物小売業者の営業許可要件に関

する諸願(植木庚子郎君紹介)(第

一五六九一五六九一五六九一五六九

同(小枝一雄君紹介)(第一六五三三

同(福田越夫君紹介)(第一七〇五五

同(赤澤正道君紹介)(第一七四四四

環境衛生関係営業の運営の適正化に

関する法律の一部改正に関する諸願

(原健三郎君紹介)(第一五七七七

同(小島徹三君紹介)(第一五七八八

同(草野一郎平君紹介)(第一六四

同(森山欽司君紹介)(第一六五〇〇

同(宇野宗佑君紹介)(第一六八五五

理容師法の一部改正に関する諸願

(黒金泰美君紹介)(第一五七九九

精神薄弱者対策促進強化に関する諸

願(小川半次君紹介)(第一五八〇〇

酒類矯正施設の設立に関する諸願

(荒木萬壽夫君紹介)(第一五八六六

同(帆足計君紹介)(第一六三三〇

同(床次徳二君紹介)(第一六八三三

同(片山哲君紹介)(第一七三三六

元南満洲鉄道株式会社社員の戦傷病

者戦没者遺族等援護法適用に関する

諸願(濱田幸雄君紹介)(第一五八

七号)

同(本島百合子君紹介)(第一七二

日雇労働者健康保険料引上げ反対に

関する諸願(中村高一君紹介)(第

一六一九九一六一九九一六一九九

国民健康保険制度等医療行政の改革

に関する諸願(松原喜之次君紹介)

(第一六二二二二二二二二二二二二二

緊急失業対策法の改正に関する諸願

(阪上安太郎君紹介)(第一六三三五

同(田口長治郎君外二名紹介)(第

一六八七七一六八七七一六八七七一

同(西村榮一君外二名紹介)(第一

七三四四七三四四七三四四七三四四

同(毛利松平君紹介)(第一七三三五

失業対策事業就労者の石炭手当制度

確立に関する諸願外九件(島本虎三

君紹介)(第一六四八八四八八四八八

国立療養所栗生楽泉園の医師補充に

関する諸願(吉村吉雄君紹介)(第一

六五二二六五二二六五二二六五二二

戦傷病者のための単独法制定に関す

る諸願(永山忠則君紹介)(第一六

八九九八九九八九九八九九八九九

墓地、埋葬等に関する法律の一部改

正に関する諸願(本島百合子君紹介)

(第一七四二二二二二二二二二二二二

日雇労働者健康保険の改善に関する

諸願外二百三十三件(本島百合子君

紹介)(第一七四二二二二二二二二二二

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

中小企業退職金共済法の一部を改正

する法律案(内閣提出第三七号)

○山本委員長 これより会議を開きま

す。

第一類第七号 社会労働委員会議録第十六号 昭和三十六年三月二十二日

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案を議題とし、その審査を進めます。

質疑を許します。井堀繁雄君。

○井堀委員 時間の制約もあるようでありますから、ごくしほつてお尋ねをいたしたいと思います。

本法案は、立法精神にも明らかでありますように、中小零細企業のもとに働く労働者のための退職金の積み立て制度でありますことはきわめて明確であります。本法の今回の改正案を検討いたしますと、二、三了解したい点がありますので、お尋ねをいたしたいと思いますのであります。大体五つくらいにしばつてお尋ねをいたしたいと思いますのであります。

一つは、改正案の中心をなしております適用範囲の拡大と、国庫の補助金の一部を拡大された点でありまして、その趣旨には全く賛成であります。ただ本法の目的とするところの中小零細企業の労働者に対するこの制度の運営といたしましては、この改正は不徹底であるのみならず、矛盾を感じまするので、この点を明らかにいたしてもいいと思います。第二にお尋ねいたしたいと思ひますのは、予備金の運営についてであります。第三は事業団の性格並びに運営について、三お尋ねをいたしたい。四番目には審議会の運営についてお尋ねをいたしたい。そして最後にこの制度と労働者の中小零細企業に対する基本的な方針等をお尋ねいたしたいと思ひのであります。

まず本法の精神に立脚いたしましたして、この法案の改正が段階的に行なわれ得ることは、立法当初にあらかじめ約束されたことであると思ひのであ

ります。その約束に基づいて漸次改善が行なわれていくというところは、われわれの最も歓迎するところでありまして、具体的に検討を試みますと、百人から二百人に適用範囲を拡大した点であります。ことにサービス業や商業などに對する三十人を五十人に引き上げた、この点はいづれも日本の中小零細企業の実情を十分把握しておるものであるかどうかという点に疑いを持つくらいであります。事実につきまして正確な統計を得ることは困難であるといいたしましても、概観することはできると思ひのであります。たとえば就業構造基本調査に現われておる数字だけをここに引用いたしましても、非農林関係の雇用労働者一千九百六十五万と発表いたしましたのであります。そのうち百人未満、すなわち一人から九十九人までのものが九百十八万をこえておるのです。百人以上の事業場はわずかに六百万ちよつとであります。そのほかに官公庁関係のものが四百二十万、こういうデータですが、かなり信憑力のあるものと思ひのであります。こういう実数から見ても、百人未満、特に九人未満の零細企業がいくに多いか。そしてこの人々が、この立法精神にもありますように、独力で退職金制度を持ち得ないという事実にかんがみて、その保護政策として発足したことは争えない事実であります。でありますから、本来の精神を貫きますならば、適用範囲を拡大するという点については二の段階、三の段階において考えらるべきものであつて、まずこの三十人未満の、社会的、経済的あるいは政治的に及ぼす

こういふ客観的な諸情勢から判断いたしましたも、労働行政としてはこの部門に主力を注ぐべきではないか。もし改正を行なうならば、そういうふうになすべきではなかったか。特に今度の改正の第二の眼目であります国庫の補助金を見ましても、きわめて零細な金額でしかあり得ないのであります。これも増額をするというのでありますから、傾向としては私は好ましい傾向であると思ひのであります。しかし個々にはいろいろ意見の相違はあるといいたしましても、ごく少額な金額の補助金をふやそうというのでありますから、いづれに重点を置いて行なうべきかというところは、法改正の場合のきわめて大切な労働者の態度でなければならぬと思ひのであります。こういう点から考えてみましても、三年半までの掛金は、いづれもこれを二年に引き上げるというのでありますから、この点も漸進的ではあるが、一つの進歩的な姿としてわれわれは好感を持てるのであります。しかしこの際も、先ほど引例をいたしましたように、中小零細企業の実態を正確に把握しておくならば、こういうことにならなかつたのではないかと。それは、これもデータを一つ参考にしてみるべきだと思ひますが、適当な資料がございせんから、労働省が立法当初において強調されました昭和二十九年の臨時調査に基づくデータが、この際比較的確に立つと思ひのであります。勤続年数がはなはだしく相違してきております。たとえば十人から二十九人、三十人未満のつかみ得るデータだけを見ましても、平均いたしまして全産業が六・三年になつておるのに対

して三・八年弱であります。それが漸次規模が大きくなる、すなわち百人以上になるとぐつと成績が高くなつてくる。また定着率なんかを見ましても非常に大きな開きがあるのであります。て、こういう雇用の定着率などから判断をいたしましても、零細企業の労働者がいかに不安定な雇用の状態に置かれておるかということが一見明瞭であります。でありますならば、その実情に沿うべく法改正が行なわれていくことが、きわめて少額なしかも貴重な国庫の補助金を分布する場合に、重要な考慮を払うべき点ではなかつたか。こ

ういふ点が全く無視され、軽視されておるといふことは、本法の立法精神にそむくことではないか。十分理解をした態度ではないか。この辺に對して、われわれはどうしてこの改正について重点をはずした感じが強いのであります。これは全体にも影響を持つことでありますから、一つ労働省のこれに対する見解を明らかにして欲しい、あるいは将来この点に對してどのような方針を持つておられるか、何うおきたいと思ひます。

○石田国務大臣 詳しくは労政局長からお答えをいたしますけれども、人数を拡大いたしましたのは、拡大した人数の範囲までの企業もやはり独立で完全な退職金制度をまだ作り得ない状態にあることが多いという点から、人数を拡大した次第であります。

それから零細者に対する措置に欠けるところがないか、むしろ零細者にもっと手厚くすべきではないかというお話であります。零細企業に働いて

おる人々の勤続年限が短いものでありますから、そういう人々を救済するという趣旨で三年半を二年に縮めたような次第でございします。

詳しくは労政局長からお答えいたします。

○審議政府委員 ただいま大臣からも申し上げましたように、趣旨をいたしましては井堀先生のお話の通りのことをわれわれも考えておるわけでありまして、本法の趣旨が、自前で退職金制度を作れないものに加入していただくという基本方針でございしますから、いたずらに範囲を拡大するということは本旨でございせん。ただ今回百人を二百人に上げましたのは、先生も退職金共済審議会の委員であられたのでよく御承知のことと存じますが、審議会の経過の中におきましては、三百人までという御意見もあつたようでございします。そこまでは少し行き過ぎた、統計から見ましても、現在自前で半分の制度がないというところ、二百人まで門戸を開放することがますますいいところではなからうか、こういうことで、この答申を尊重してこのような原案を提案したわけでありまして、特にわれわれの力を入れておりますのは、制度的にも、実際の運用面におきましても、先生の仰せられましたように、小、零細企業に重点を置いておることは申すまでもございせん。現に加入されております事業所の割合から申しましても、現在二十人未満で七九％の事業所が加入しておるというふうな、われわれの力が十分でないにいたしまして、その方へ力を入れておる今度の改正におきましても、大体短期勤続者に対する給付の改善、そうしてこの短期勤続者というものは、

小、零細企業に多いところと眼目を置きまして、十分とは申せませんけれども、できるだけ審議会の答申を尊重して成案いたしましたような次第でございます。

○井堀委員 審議会の意見を尊重してとおっしゃいます、私は必ずしも審議会の意思をなはだしく軽視したとか、そういう意味のことを言つてはおらぬのであります。私も審議会で意見をまとめる際には、一応諮問の趣旨に沿つてでありますから、決して建議をいたしたのではございません。この中における私の意見はひとり私だけの主張ではなくて、これについての諮問の趣旨もあつたことでございまして、かなり多くの人の同意を得られた趣旨であつて、おおむね私の今お尋ねした趣旨については同感の意を表されておる人々も多いことでありますから、この点誤解のないようにいたしておきたいと思ひます。

い三十人未満の零細企業が割損をするという、この事実はいなめないのではありません。こういうふうな主客転倒の実施結果が現れてくるならば、本法の立法精神にそむくと思ひますから、その趣旨のことを一応お尋ねしたわけでありまして、これは将来のこととありますから記録にとどめたいと思ひますので、一つ大臣から明確な御発言を願つておきたいと思ひます。

○石田国務大臣 本法制定の趣旨が、わが国に特に多いいわゆる零細企業の労働者諸君の保護にあることは、井堀さんおっしゃる通りであります。今回の改正もその趣旨に沿つて行なつたつもりでございまして、けれども、しかし百人から二百人までの企業を加えました結果において、水増しと申しますか割損と申しますか、零細企業の労働者が割損になるという懸念が生ずることも私はわからぬわけではございません。従つて現在におきましては、その運営にあつて井堀さん御指摘のようなことのないように十分注意をいたしますとともに、将来におきまして補助金の増額その他、零細企業の労働者諸君がこの法の恩恵をよりよく効果的に受けられるように検討を加えたいと存じます。

○井堀委員 次に、この法案で最も重要な役割を今後演ずるであろうと思ひますものは、積立金の運用だと思ひます。この制度は、これに類するいろいろなものがありますが、私は近い将来に相当大きな金額に上ることは明らかだと思ひます。そこでその運用が重要な役割を持つと私は思ひます。それは立法当初において他の委員から政府の所見を迫つ

ておりますものの中にも、積立金の運用について、その積立者の中小、零細企業者のために還元したらどうか、それをもつぱらその中に働く労働者の福祉のために使えということも強調しておつたようでもあります。政府もそういたしたという趣旨のことを明らかにしておるのであります、これは当然だと思ひます。

そこで具体的点をお尋ねいたしましたのは、立法当初においては、まだ政令に譲るということで、大蔵省の資金運用部資金に導入する規定が明らかでなかつたようでありまして、できるだけ資金運用部資金に入れることを避けるようにという趣旨の質問が行なわれておりましたが、それに対して全く同感の意を表して、そういたすというところを言明しておりました。ところがその後この法律が施行され、政令、手続が進むにつれて、そういう約束とは逆行して、かなり巨額のものがこの資金運用部資金に導入されることに——法律には五十三条の三項に明文化されておる規定であります、私もこれはこの前段の質問者の意思がどこにあつたか存じませんが、この種の零細企業者が積み立てる金額の原資というものは、今日の金融事情の中におきましては、かなり高利の金を使つておる部類に属するのであります。しかもその高利の金は正当な金融機関を通じては借り得ない実情にありまして、最も高率な、まるで高利貸しといわれる人々から融資を受けた金を提出しておるわけでありまして、その金が、しかも低利で国

の力で運用部資金に導入されるという事は、この実情に対してあまりにも矛盾したことになると思ひますのであります。でありますから、審議会においても、この点に対しては強い要望が付けられた。それから、はからずとも国会でも、しかも保守党の議員からこの種の点に対して強い要望が行なわれ、同感の意を表された。これは政府全体の行政の上であつたと思ひますが、少なくとも労働行政を担当する国務大臣としては相当抵抗されたと思ひますが、この種の問題は私は軽視できないのじゃないかと思ひます。すなわち、こういうことを途中に置いておくから、労働行政というものが羊頭を掲げて狗肉を売る疑いを持たれるのじゃないか。これは必ずしも政府の補助金があるだけであつて、あとは零細企業の労働者のために退職金をやる。そうしてその積み立てる人は零細企業者であるといふことは何ら疑う余地がないのであります。でありますならば、それを一〇〇%労働者のために効率的に運用していくということが本来の建前でないければならぬ。それをただ安全だといふことだけをもちつて今日多額の金が運用部資金の中に導入されるという措置は、私は本制度を冒瀆するものではないかとすら思ひます。これは、これはいみじくも保守党議員から指摘されたにもかかわらず、また政府がこれに同意を表されたにもかかわらず、今日その運用を誤つており、将来その傾向がだんだん強くなるのではないか。これは立法の中にも他の項で、還元融資についてはこれこれという規定があるようでありまして、この点は非常に重大なことだと思ひますので、これも一つ労働行政をあずかる閣僚としての所見を伺つておきたい。

○石田国務大臣 零細企業者が特に高利の金を使つておるといふ実情、それから、この退職金事業団の余裕金をその提出しておる零細企業者が使用しやすいような、いわゆる還元融資とでも申しますか、そういうしやすいような運営をすべきであるという御主張、これは全く同感であります、これが的確に還元融資をされるということが實際上効果的に行なわれますと、私は、この制度の普及のために非常に役に立つものと考えております。また、この法律ができました前に自主的にでき

ておりました各地におきまする制度が、やはり政府の補助金があるにかかわらず、すぐにこれに入つてこない理由も、この還元融資と関連いたしておると存じます。従つて、この余裕金はできるだけ限り中小企業の人々が運用してもらうようにすべきであると考えておるわけでありまして、現在余裕金がお八億四千万と記憶しております。そのうち、相当部分は中小企業金融公庫債券を購入いたしております、それによつて中小企業への還元といふことを心がけておると承知いたしておりますけれども、詳細な余裕金の運用状況につきましましては、労働局長よりお答えを申し上げたいと存じます。御趣旨は、私は全く賛成でありまして、今後ともその方向に向かつて努力いたしたいと存じておる次第であります。

○富樫政府委員 運用金の扱いの基本は先生のおっしゃつた精神で、ただいま大臣の申し上げた通りでございます。現状を申し上げますと、八億余りのうち八割方、商工債券あるいは不動産債券によりまして中小企業に流れるように配慮いたしておりますが、考え

第一類第七号 社会労働委員会議録第十六号 昭和三十六年三月二十二日

第一類第七号 社会労働委員会議録第十六号 昭和三十六年三月二十二日

第一類第七号 社会労働委員会議録第十六号 昭和三十六年三月二十二日

第一類第七号 社会労働委員会議録第十六号 昭和三十六年三月二十二日

第一類第七号 社会労働委員会議録第十六号 昭和三十六年三月二十二日

うことのほかに、中小企業に回るようにということでございます。御指摘の資金運用部との関係でございますが、いろいろ折衝いたしました結果、政令におきましては、決算として現われた積立金の三割以内を資金運用部に預けるということになっておりますが、その後折衝の結果、実際面といたしましては積立金の一割ということでございます。その決算が三十四年度の決算に基きまして、近く一千万円預けるということになっております。まあ国庫からも事務費全額、補助金も五割の補助金が出ておりますし、資金運用部の銭の若干はやはりそれなりに中小企業対策にも出ておるわけでございますので、これをゼロというわけにも、ちょっとわれわれの立場として言いくいのであります。法律にもそういうふうな趣旨のことがあるわけであります。で、きまりました三割以内、そうして実際には一割というのは、他の資金の扱いとのバランスから見て、まあ、われわれとしては、よく大蔵省とこの程度の折衝でまとまったというふうに考えているところでございますので、御趣旨に沿ひまして今後とも一段と努力いたしたいと存じます。

○井堀委員 この問題はここだけで済めることも困難な事情もある程度理解できます。ただ、この際は強く主張したいとおきたいと思っていますのは、今日の金融の実情というものは、零細企業者にはいろいろな金融政策がとられておるようでありますけれども、実際はパイプが詰まっておる。でありますから、実情は高利貸しからの融資を受けざるを得ないというこの嚴肅な事実でありますから、中小企業向けの公債

にいたしましたが、あるいは政府の融資にいたしましたが、タンクに水を張ることは可能であっても、パイプが通じておりませんので、実際は、中小企業向けとはいいながら、実質的には信用力のあるところに金融が行なわれるという、この金融政策の現状というものは、よほど考えないと、もしそのルールに乗せて還元融資をやるというのであれば意味をなさないということを私は強調いたしておきます。労働行政でありますから、単なる金融行政やあるいは通産政策の中で考えられるものと異なってくる。あくまでも零細企業者の退職金の積立金ということで、その融資が行なわれるときは、その目的に全く合致したところにいくような工夫が一段と行なわれなければ意味をなさない、こういうことを当局としては十分お考えをいただいて、今後間違いのない運営をいたしていただくことは希望いたします。

次に、事業団の性格であります。これは問題が非常に多いようであります。であります。私がこの機会にお尋ねをいたしておきたいと思ひますのは、この法律の立法当初から多少疑問を抱いておるのであります。今日もなおその疑問は深まる一方であります。これは全く異質のものを二つ合わせたという、この表現が適當であるかどうかかわかりませんが、この第一条の目的にも明らかにしておりますように、零細企業者が協同をして、そのもとに働く人々のために退職金制度を確立しようということは、一つの相互互助の精神に基づく共済制度を大上段に振りかぶつておるものであります。また、それが大前提であるわけであり

ます。ところが、その運営は事業団がとってかわるようになるわけであり、契約という形において共済が運営されていくわけですが、私は、この矛盾は将来やはり続いていくと思う。今日の段階では比較的弊害は少ないういかもしませんが、将来は問題になると思われる。私はその点をこの機会に明らかにしておきたい。というのは、日本では事業団、公団あるいは公庫、公共企業体などいろいろ分かれて一つの行政を分担しているようであり、これは労働省からこの国会に雇用促進事業団法が出ておりますから、その節節時間を得て実は明確にしていかなだこうと思っておりますが、この機会

に伺つておきたいのは、この法律に表
われております事業団の性格というも
のは、やはり労働省の行政の一つの形
を変えたものであるというふうに理解
ができる。これは、私はこの問題の定義
を一つ知りたいと思ひまして、質問書
で一応回答をとつて、それが先日手に入
りました。それではまだ不要領のもの
があるわけでありまして、事業団とい
うものものに一体この種の仕事をさせ
ていく場合に、私は、労働省としてけ
る確な一つの方針を持つ必要があると
思ふ。もし共済制度であるとするなら
ば、その掛金をかけあるいはその制度
によつて保護を受ける労働者と企業者
が、この運営に対してやはり十分な聲
言の機会あるいは運用に対する責任と
権利の關係というものが明記されてこ
なければ共済制度にはならない。とこ
ろが、その点がこの中には全然削除さ
れておるわけでありまして、名は共済
であるけれども、實質的には掛金を
かける人も、その法の対象になる労働

者も間接的な審議会などを通じて発言しようとしても、有機的な関係はどこにもございません。この点は、私はこの法案の大きな盲点であると思います。しかるに、事業団がそれを引き受けるのでありますから、事業団は、一体そういう掛金をかけております零細企業者、それからその権利者として保護を受ける零細企業の労働者というものと、要するにどういう関係を持ったらよいか、持たせるべきか。これはもうすでに何回も明らかにされたことであります。労働条件の重要な部分であります。でありますから、この関係は労働省の責任のあるところでもあると思います。この法律にはどこにも明確になっていないのであります。でありますから、こういう点に対する労働省の見解というものは非常に重大になつてくると思います。法律改正するような時期も来るかもしれません。今日の段階においては限られた部分の改正でありますから、それに触れていないということはどういうお考えで触れなかったのか、またそういう盲点をどういうふうに行政指導されるおつもりであるか、これは将来のために明らかにいたしておきたいと思ひますから、労働大臣の責任ある御見解を述べていただきたい。

○石田田務大臣　退職金という制度は、元來は企業者がその責任において独自に設けらるべき制度でございます。しかしわが国の実情——わが国の実情という部分には政府の責任が入るわけでありますが——から言つて、自主的にその制度を確立し得ない業者がたたくさんございますから、そういう状態に依じて労働者保護ということと

をいたさなければなりませんので、政府が補助をし、世話をする事業団をしてかわつてこれを運用せしめるという建前でございます。これは御承知の通りだと思ひます。しかしこの場合において、井堀さんのお話のように掛金をかけている者、それからそれによつて保護をせられる対象である中小企業の労働者が第一にその運営にあつて発言権を持つべきである、それをずつと伸ばして参りますと、元来そういう制度をやろうとするなら共済組合なり何なり任意団体を作つて、その団体によりつてお互ひに運営をするようにすべきものであるということになることも理論的にはよくわかります。ただ実際問題といたしまして、こういう退職金制度というものは長期にわたつての運営がどうしても必要であります。そうなりますと、設立、解散あるいは改組というようなことが任意に行ない得る団体にまかせることはどうかという問題、それから実質的に意思決定が非常に複雑な手続を必要とする団体に、この仕事のような型にはまつたと申しますか、きまつたと申しますか、そういうような業務を行なわせることの問題、そういうような問題が実質的にございますので、御承知のとこき現在の事業団の制度が適当だと思つて法を制定いたしておる次第でございます。ただその場合の事業団の運営についても、でき得る限りそういう効果的な趣旨に沿うような方法を見出しなければならぬのでありますが、目下のところは審議会の御意見を拝聴しつつやつていくことを通じて、今井堀さんの御発言のような御趣旨を生かしていつておるわけですが、さ

らに諸般の研究を続けまして、他の要件を満たしつつ、井堀さんの御発言の趣旨を生かせるような方法を発見するように努力をしたいと考えておる次第であります。

○井堀委員 この問題は多少時間をかけていろいろお伺いをいたしたい点でありましたが、時間のお約束がありますので、先ほども申し上げましたように、この委員会でも雇用促進事業団法も出て、その節関連もありましたから、便乗させてもらって伺いたいと思っております。

そこでもう二点ばかりお尋ねをいたしますが、一つは審議会の問題であります。先ほど来伺いましたこととおわかりのように、審議会の役割は非常に重要な、他の審議会が重要でないというわけでありませんが、特にこの制度の中における審議会というものは大きなウェイトを占めている。従いまして、この審議会の制度は法律によりまして、学識経験者という抽象的な表現で、労働大臣の責任においてその構成のメンバーが選ばれるわけでありまして、私も微力ではありましたが、その関係をした痛感を感じたのであります。というのは今日審議会、中小企業と俗に言っていますけれども、商工業と俗に言っていますけれども、専門家の相当おおいになつて、いろいろ政治的な発言その他大きな役割を社会的に演じていることは承知いたしております。また中小企業の団体も、法人格を持ちあるいは任意のものもあるようでありまして、いずれも審議会の意思を表明する組織というものについて、遺憾ながら私はまだ十分でないと思ひます。それから労働団体の場合に

おきまして、総評の代表、全労の代表が推薦を受けておりますが、いずれも大企業の労働組合の幹部として、あるいは知識経験者でありまして、これらも、審議会の労働問題をそれほど深く理解しているというふうにはわれわれは思ひませんのであります。これは一つには中小企業、審議会の組織が皆無の状態にあるというこの現われだと思ひます。非常にむづかしいことではあると思ひますが、そこは要するに行政の部門において補完なければならぬ一番大切な点だと思ひます。そういう意味において、私はこの審議会の構成については、労働省としては格段の配慮が必要だと思ひます。具体的には私は要望申し上げるわけでありませんが、そういう点に對して労働省は十分お考えをいたしたかなければならない。でありますから、これに對する労働大臣の御見解をお伺いしておきたいと思ひます。

○石田国務大臣 審議会に加入者代表、それから受益者代表というふうな人々が参加していただいて、そしてその希望を十分反映するようにいたさなければならぬという御趣旨はよくわかります。よくわかりますが、これは井堀さんも御理解いただけたと思ひますが、技術的ななかなか困難な問題が多いのでございまして、どうも審議会の代表者として来る人が必ずしも審議企業でないという実情が大いにありますので、これは技術的に非常にむづかしい点がございますが、そういう点を克服いたしまして、今後審議会の構成を改める場合においては、おっしゃるように努力をいたしたいと思ひます。

○井堀委員 最後に一つお尋ねいたしたいと思ひますのは、以上の諸点で明らかになつたように、本制度の重要なことは、労働行政の片棒をかついで出てきたところに一つの新しい試みがあるもので、私は非常に関心を持っていますので、そこで、この問題は言うまでもなく一つの段階的な制度だといふふうには私は考えておつたのであります。しかしなかなかそうではない性格が生まれてきたようでありまして、恒常的な制度になり、あるいは労働行政の中における大きな柱になつて育つてくるのではないかと思われる。それは現段階におきまして、労働者の数が多し、事業場の数が圧倒的に他の事業場を支配している、それから産業の、特に輸出産業で占める地位を軽視できないというふうな客観的な諸条件からいまして、当分の間日本の労働情勢におきましては、その量の上において質の上においては、一番多くの精力を注がなければならぬのだ、そして一番具体的な条件と取り組んでいくということとは、先ほど来お尋ねした点で明らかであります。そこで、この制度は一つには労働者の組織がないということでありまして、これは労働者の基本的なものでありまして、今日ILO条約の問題が世論になるように、しかももとと卑近な問題で、しかも積極的に取り組まなければならぬものが、先ほど申し上げましたように、九百十八万を越える、九十九人未満の事業場の組織というものが目に見えぬものがある。労働者の個々の人格がいかに尊重されましても、組織されない人格などというものは今日の制度の上におきましては意味をなさぬものでありますから、どうしても組織的な人格を対象にして

いくというのが民主社会における基本的なことである。であります。でありますから、どうしてもこういう制度を通じてその基本的なものを乗せていく、すなわち未組織労働者を組織させていく。それは大企業の場合におけるように、闘争第一主義、あるいは労使の力関係や権利、義務の関係だけでは解決できない客観的な諸条件があるわけでありまして、そういうものがこういふところへ形を変えて生まれてきたと見るべきなんです。でありますから、その使命というものはあくまで未組織労働者を組織させていくということが私は労働行政の基本でなければならぬと思ひます。この制度とそれが結びついていなければ、この制度は全く抜けがらになつて、邪道に入っていくと思ひます。で、ぜひこの制度に對する労働省の基本的なものと結びつきがどうあるべきかという基本的な所見を伺つて、将来のために記録に残しておきたいと思ひますので、労働大臣のこれに對する所見を明らかにしていただきたいと思います。

○石田国務大臣 先ほども申しましたように、元來退職金制度というものは経営者が自主的に自己の責任において確立せらるべき性質のものであります。従つてそういう意味からいいますと、この事業団の仕事というものは、経過的な、時限的な性格を持つていくべきものであります。一方ただいまお話しのような、わが国の中小企業、審議企業の実情から考えますと、それはやはり経常的に、相当長い期間にわたつて行なわれるべきものでありつつあることは、またなるであらうといふことは十分考えられることとて思ひます。

○山本委員長 島本虎三君。一部を改正する法律案について、大臣の法律案の説明を讀んで、その前文において私はほんとうに共鳴を感じた点がある。それは大臣が明確にここでデーターを示して、今日までの普及の度合いの状態については、昭和三十六年一月末で企業数が二万二千六百九十七、それから従業員数二千七百八千百二

と、これを運営して参ります場合の審議企業労働者の組織化の問題であります。これは一般的にわが国の中小企業における最近の労働問題と申しますが、その労働問題の争点というものが異常な形態を示しつつあるもの、やはり中小企業における労働問題についての労使双方の無理解からくることでありまして、労使の間の問題を解決いたしたためには、健全な労働組合の結成が望ましいのであります。そうしてそれが中小企業、審議企業の場合におきまして、組織化されましますと、本事業団の運営にその受益者の代表者の参加あるいは加入者の参加という問題もまた解決せられやすいのであります。私どもはそういう方向が早く招来せられますように、行政の面においても努力をいたしたいと思ひます。お尋ねの時間になりましたので、また機会を得てお尋ねいたしたいと思ひますが、ぜひ一つ本案の精神というものを十分理解せられまして、将来間違いなく成長するように御努力をいたしたいと思ひます。私の質問を終わります。

十三名という実績をあげた。こういうふうには明瞭に報告されたあとで、この制度が中小企業の労働福祉対策の柱の一つとして今後一その普及と発展をはかるべきものであることにかんがみ

て、現行制度には中小企業の実情に照らして若干の改善すべき点があると考へられるということで、改正する点を述べておられます。私はこの考えには賛成なんです。大臣がこの改正点を考へた動機とあわせて、ここからもう一度基本的な考え方にかかるとして、労働者の生活の安定の柱とするならば、これは最低賃金制度の完全実施という方を中小企業の面に強く実施して、この面からの解決の促進が、おそらく大臣としてはこれ以上に重大なものとして考へべきものじゃないかと思つて、大臣はこつちの方を重大だと一応ここに述べられておりますが、私の考え方としては、今のようないかと思つて、実施の方が先ではないかと思つて、この考え方はいかかでしょうか。

○石田国務大臣 最近の建築は、昔のようににまん中に大黒柱を一本では工合が悪くなりまして、労働行政も、特に中小企業の労働行政も幾つかの柱のうちに積み重ねていくべきものと思つておる次第でありまして、どつちが先かとおつしやられると非常に困るのであります。私は退職金制度の確立と最低賃金制度の実施、さらに各種の社会保険の零細企業への普及、それから大企業に見られるような福祉施設の完備というようなことがやはりあわせて、何かの柱のそれぞれが一本ずつになるものと思つておる次第であります。従いまして最低賃金制度の普及ということ

につきましては今鋭意督促中でございます。

これは第一点におきましては、十五才で二百円を上回るものに定めるべきものである。これからきめるものはその期に定められた二百円以下のものでも二百円以上のものに改めていくべきものだと考へておられて、そういう指導をいたしておられます。

第二点は、その普及度を広めていくということでありまして。これはただいま五十万くらいじゃないかと思つておりますが、三十六年を初年度といつたしまして、今後三力年間に二百五十万人の労働者諸君に適用いたすように普及したいと思つておられます。いろいろ御議論のありたいと思つておる次第であります。十五才で二百三十円程度といふのが最近非常に多いのであります。八才までの年間の昇給率は平均二九・五%くらいであります。そういう計算で参りまして、一月二十五日の稼働といつたしまして、十八才になりますと大体七千七百円か七千八百円という数字になつて参るわけでありまして。こういう実績を労使の理解の上に漸進的に進めていって、問題点を解決する基礎を作つていきたい、私はこう考へておる次第であります。

○島本委員 そのようにして漸進的に進めて基礎を作つていくという現在の考へ方には、私はもちろん反対するものではない。このようにして中小企業の指導といふもの、最低賃金制度の制定の促進の面を、私は現在のままでもいいと

いふものではございませんが、それを中心にして考へていく場合には、逆に本法案の、いわゆる中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案ですか、これの適用人員の方を上の方へぐつと二百名、三百名とやつていくというところは、現在のやり方、考へ方には少なくとも沿つた行き方であるといふふうには考へられないわけですか。というの

は、やはりこういうふうにして最低賃金法の完全実施の点を進めていく、すなわちその行き方として労使対等の原則の上に立つて、もちろん労働組合運動の助長もしていく、こういうようにしてやつていく以上、組合ができたならば、労働協約も当然できるものであつたら

らば、その中にこういうふうなものを含まれ、賃金も、同時に経営の点なんかもあわせて完全なものになるように指導していった結果には、やはりこのワケを拡大することが現在必要だといふことよりも、企業そのものがやはり完全に立つていくような指導、こういうふうなものを作つしなうが、最低賃金法の実施の方向を進めていくわけですが、今の大臣の説明によりますと、これはもう最低賃金法の制定の方がぐつと進んできて、しかしながらこの中小企業退職金共済法の一部を改正する法律、これもワケを逆に上の方へ二百人まで適用の範囲を広げていって

いる、この間にはやはり考へ方として矛盾するものがあるのではないかと考へられるのですが、大臣、この点いかがですか。

○石田国務大臣 私は考へ方として正面から矛盾するとは思ひませんけれども、しかし先ほど井堀さんの御質問にもお答えいたしました通り、元來退職

金制度といふものは、経営者が自分の責任で定めるべきものであります。従つて百人以上も人を使つていふような企業は、自主的に自分の力で退職金制度といふものを作るといふことが理想でございます。そういう意味において、この制度の中に入れるといふことについて御議論があることはよくわかります。これこそ漸次自主的に作るような制度に改めて参りまして、本法の対象から自発的にこういう企業はどんなはずれていって参ることがあります。私は望ましいし、そういう方向に指導しなければならぬと思ひます。ただわが国の現状において、百人から二百人までのものでも、なおまだ十分なもの

ができていないものが多いものでござりますから、そこでそういうところでも加入し得られるような余地を残したので、決してそういうところがこの制度に全部入つてくることによつて事足りりと思つておるものでは困るのであります。経済的に、自分のところで自主的にそういうものを作り上げ、その支払いをなす力を持つまでの間、こういう期間のものも加入し得られるんだという考へでござりますから、さう御了承いただきたいと存じます。

○島本委員 これは話がちよつとそれますが、最近炭鉱の災害があつたのは御存じの通りであります。この中にはやはり従業員として、中小炭鉱として、われわれが遺族に對するいろいろ見舞や給付を調べてみた場合に、ほんとにこれでもいいものかと思つような点が多いわけですね。ある事業所によると、一世帯に見舞金として八千円渡しておる、そしてそのほかに一時金として二万円をやつておる、あとは葬儀

料として若干やつておいて、それでは何もきていないので遺族の方でほんとうに困つておる、こういうようなことが報道されておるのを見まして、すでに組合ができた、中小企業としても十分やつていけるところで、まだこういうふうなことが考へておられないし、しておらないといふことが実態だとすると、労働行政の中にもまだまだ私の方としては考へていかなければならない点が多いのじゃないかと思つたのです。ちよつと言葉がそれではなほ失礼だと思つたのですが、これから本論に戻りますけれども、中小炭鉱の災害の場合、遺族が立つたやうないわゆる補償といふやうなものを大臣の方で考へて指導しようとしたかどうか、またこの点についてどのように考へましたか、この点、ちよつとそれですけれどもお伺ひしておきたいと思ひます。

○石田国務大臣 一応そういう場合の当然経営者が負担すべきものの補償といたしまして、労働者災害保険がござります。従つてその労働者災害保険で経営者の責任を代行するといふ形になつておるわけでありまして、残余の部分は経営者が任意で行なうといふことになつておるわけでありまして。しかしそれだからと申しまして、やはりしき得る限り丁寧な取り扱いをし、遺族の方々の將來を安心ができるようにすることは、法外の道徳的責任と考へて処置していただくことを希望いたしますわけでありまして、行政上の措置といたしましてはただいままで申しました通りであります。

○島本委員 本論に戻ります。大臣の説明の中で、中小企業で退職

料として若干やつておいて、それでは何もきていないので遺族の方でほんとうに困つておる、こういうようなことが報道されておるのを見まして、すでに組合ができた、中小企業としても十分やつていけるところで、まだこういうふうなことが考へておられないし、しておらないといふことが実態だとすると、労働行政の中にもまだまだ私の方としては考へていかなければならない点が多いのじゃないかと思つたのです。ちよつと言葉がそれではなほ失礼だと思つたのですが、これから本論に戻りますけれども、中小炭鉱の災害の場合、遺族が立つたやうないわゆる補償といふやうなものを大臣の方で考へて指導しようとしたかどうか、またこの点についてどのように考へましたか、この点、ちよつとそれですけれどもお伺ひしておきたいと思ひます。

○石田国務大臣 一応そういう場合の当然経営者が負担すべきものの補償といたしまして、労働者災害保険がござります。従つてその労働者災害保険で経営者の責任を代行するといふ形になつておるわけでありまして、残余の部分は経営者が任意で行なうといふことになつておるわけでありまして。しかしそれだからと申しまして、やはりしき得る限り丁寧な取り扱いをし、遺族の方々の將來を安心ができるようにすることは、法外の道徳的責任と考へて処置していただくことを希望いたしますわけでありまして、行政上の措置といたしましてはただいままで申しました通りであります。

○島本委員 本論に戻ります。大臣の説明の中で、中小企業で退職

料として若干やつておいて、それでは何もきていないので遺族の方でほんとうに困つておる、こういうようなことが報道されておるのを見まして、すでに組合ができた、中小企業としても十分やつていけるところで、まだこういうふうなことが考へておられないし、しておらないといふことが実態だとすると、労働行政の中にもまだまだ私の方としては考へていかなければならない点が多いのじゃないかと思つたのです。ちよつと言葉がそれではなほ失礼だと思つたのですが、これから本論に戻りますけれども、中小炭鉱の災害の場合、遺族が立つたやうないわゆる補償といふやうなものを大臣の方で考へて指導しようとしたかどうか、またこの点についてどのように考へましたか、この点、ちよつとそれですけれどもお伺ひしておきたいと思ひます。

○石田国務大臣 一応そういう場合の当然経営者が負担すべきものの補償といたしまして、労働者災害保険がござります。従つてその労働者災害保険で経営者の責任を代行するといふ形になつておるわけでありまして、残余の部分は経営者が任意で行なうといふことになつておるわけでありまして。しかしそれだからと申しまして、やはりしき得る限り丁寧な取り扱いをし、遺族の方々の將來を安心ができるようにすることは、法外の道徳的責任と考へて処置していただくことを希望いたしますわけでありまして、行政上の措置といたしましてはただいままで申しました通りであります。

○島本委員 本論に戻ります。大臣の説明の中で、中小企業で退職

金制度のないところが相当にあつて、そして中小企業においては短期の離職者が比較的多いから、これらに対する給付が薄いため、勤続年数の短い従業員を雇用している企業においては、勢い加入を減りがちであるというのが実情である、こういうふうな明確におっしゃられている。われわれもこの打開についてはひとしく考え、なおかつわれわれ自身も別な方法でいろいろ運動はしてきておるものなんです。大臣はこのために今回の改正を出される、こういうふうなことになるかと、当然国家補助の問題とか、給付額を上げる問題とか、いろいろあるだろうと思ふのですが、この問題についてはどの辺に改正の重点を置いたものであるかということも明確にしてもらいたいこと、短期の離職者が多いとこれらの離職者が多いということになるのか、それとも中小企業自身が現在置かれてある間の谷間の中で、低賃金、そのほかいろいろな労働の過酷さに耐えかねてやめていく人が多いのか、この点について大臣はどのように考えられましたか、お伺いします。

○石田国務大臣 中小企業の勤続年数が短い理由は、決して退職金制度があるとかないとかの問題ではなくて、これはやはり労働条件にあると思ひます。逆に申しまして、その労働条件の低いのは何によつてくるかといへば、中小企業の生産性の低さによつてくると思ひます。そこで労働行政の面から中小企業の生産性を上げ、そして労働条件を向上せしめる素地を作るのは、やはりよく安定した労働力が中小企業に供給されるようにしなければなら

ないと思ひます。そこでよき安定した労働力を得られる行政の一つとして、中小企業の労働条件の向上のために、やはり行政上の手助けが必要である、その意味において中小企業の退職金共済制度というものを考えたのであります。そういう意味で、離職者の勤続年限が短いという理由は、もちろん言うまでもなく労働条件の問題であると存じます。それでは今度の改正においてどこを考へるか、私は、その短いという実情、これは現実です。直していかなければならぬことは先ほどから申した通りであります、短いことは現実です。その現実には合わないような年限制限がございします。そこで加入して自分のところのものはそれに均括する度合いが非常に低いわけでございますから、それが普及を阻害する大きな要因となつておられます、また同時に実際上現実には合わせつやつていかなければならぬから、私はその年限を短縮するということ、それから政府の補助金その他、これはでき得る限り増額するように努めるつもりであります、これはやはり普及の度合いと合つていかなければならぬので、普及を進めつつその度合いに合うような補助金のワケを考えて参りたいと思つておる次第であります。

○島本委員 わかりました。この普及の度合いと見合つて退職金の増額の方も考へて実施するようにしたい、こういうふうに言われるわけです。その点におきましてはその通りであらう、私もその点は大いにやつてもらいたいと思ひますが、前に井堀委員も質問され答へされた中にございしましたように、今回までのいわゆる零細企業に対する

いろいろな救済を含めた中小企業の退職金共済法の一部を改正する法律案をのものが、ワケがだんだん百名から二百名にふえることによつて、大臣の今のような考へ方が逆に上の方の層に厚くこれを利用させるような結果になり、零細企業の方が逆に軽く見られるような措置が将来考慮され、また案じられるようなことになれば、これは大へんだと思ふのです。こういうようなことは絶対あつてはならないと思ふのです。この点について再度私ははっきりした心配のないということをお大臣から明確に御説明願ひたいと思ひます。

○石田国務大臣 現実の問題といたしましては、百人から二百人の新しく対象となります企業におきましては、労働組合が漸次結成されつつございします。従つて労働協約もあり、労使の間に退職金制度も相当数できております、また順次ふえていくと思ひます。ただ、なおまだ組合も結成されず制度もできていないところがございしますから、従つてそういうところも均括し得られるように考へたのでありまして、先ほどから井堀さんの御質問にもお答えをいたしましたように、全体としてこの制度自体も経過的なものであるべきものです。経営者が本来自主的に作るべきものでありますけれども、特にその対象の中で大きいところはそれであるべきだと思ひます。従つて現実的には範囲を拡大いたしましてもその大きい方はその参加しないだろうと言われましますことは、今まで百人未満という制限がありました場合でも、先ほど労働局長のお話のように、三十人未満が七九%であります。従つてこういう傾向というものは、二百人になりまして

も私は同じだと思ひます。しかしこの制度はでき得る限り零細企業に重点を置いて考へるべきものであることは申すまでもないことでありまして、運営にあつて御質問のような御心配のないように極力指導をいたすつもりでございます。

○島本委員 具体的に法令の中に入つて若干質問いたしますが、五十三条の三項の中に、「事業団は、政令で定めるところにより、業務上の余裕金のうち一定の金額を資金運用部に預託して運用しなければならぬ」というふうなことになるので、これが今までの答へにもございしましたように、三十四年度の剰余金、積立金ですか、これは一応一億一億五千万円、これは一千万円だけは資金運用部の方に今後預託する見込みであるように御答へがあつたわけでございますが、この点においては、私どもの方としてはいろいろ苦勞された結果こういうふうなことになるだろうという実情を十分に了解できます。しかしこの中で特に大臣に若干心配な点があるという点を申し上げてみますと、この審議会の中では今言つたようにして、資金運用部の方にこれを回すことに対して反対意見も多かった、こういうふうなことがあつて、この法令の中にある五十七条の大臣の監督権限の中に「必要な命令をすることが出来る」というふうになつてゐるし、この「必要な命令」の中に現在ではワケとして定められてゐる責任準備金、これは三割ですが、現在のところでは一割だけは実施してゐる。またこのワケを上げることも当然大臣としての監督権限の中に入られ、大蔵大臣、通産大臣と協議してやるように

なつております以上、これが政策の一端として要求された場合は、大臣としても、――大臣自身の考へのかんを問はず、これは当然三割の線までは現在上げ得るようには心配されるわけですが、この点について、現在一割であるが、これを下げることに努力するのだけれども、法律では三割になつてゐるが、決して三割までは上げませんよという断言をこの際大臣からお聞きしておきたいと思ひます。

○石田国務大臣 詳細な経理上の問題は私ではわからぬところがありますので、労働局長にお答えいたさせます。

○労働政府委員 お話のように、現在の政令では責任準備金の三割の範囲内において資金運用部に預ける、しかし実際は大蔵省と労働省との折衝でそれを一割に食ひとめておる。仰せのように事務上の性質上、われわれはこれを引き下げる方向に努力すべきであつて、これを引き上げるようなことに軽々に同調をするというふうなことは絶対にございしません。

○島本委員 局長の答へ意のあるところはわかつたわけですが、大臣、その点なんです。これが二百名にまで拡大されてやる場合には、現在の状態では大臣の説明によつて私はわかりませんが、将来この運用額という点のふえることは――減ることは絶対あり得ないのですから、今度ふえることは当然ネズミ算式に考へてもよろしいと思ひます。そうなりますと、現在の中小企業に回すべきものが、三割までが現在法律でワケを認めており、現在それが一割で食ひとめておるというこの努力はわかりますが、当然今度

三割まで有望な財源として大蔵省からにらまれた場合には、これはわれわれとしては相当大臣等に覚悟してもらわなければならぬし、現在これを下げるにしても、将来は絶対上げないということを大臣としてはこの際明確に覚悟してもらいたいと思うのですが、いかがでしょう。

○石田国務大臣 これは百人を二百人にしたということによって直接くるとは思いません。私はどうしても結局は三十人未満のものが大部分になると思えます。しかし三十人未満のところはまだ大半は入っていないわけですから、それをほとんど普及して参りますと結局運用金というものがふえて参りますことは御承知の通りであります。そうすると資金運用部は、これを自分でできるだけたくさん運用したいと思うのでしよう。それもまあ想像にかたうはございません。しかしただいまのお話のように、私は労働省の立場から言ひまして、これは先ほど井堀さんにお答へいたしました通り、第一に中小企業の振興のためにその金が運用せらるべき性質のものであります。しかも、これも形式的にその関係の債券を買ったからといって済むものではなくて、さらに検討して具体的に中小企業が使えるようにすべき性質のものであります。ただそれと償還の確実性という問題との相関関係を考えなければなりませんけれども、そういう性質のものであります。でありますから、三割とたとい法律に書いてありまして、現在の割をさらに譲歩いたしました、金額が多くなれば一割を下げるということがあつても、ふやすうなことはないと思ひます。

○島本委員 そのつもりで大いにやつてもいいのですが、今大臣の方で、これは中小企業の振興のために考えたいということをはつきり申されました。それならば、この際運用の一部を中小企業の一部、または労働者に還元し、その大部分をやつてもらうという組織を持つて労働金庫利用ということも十分考へてこの中に入れて資金の運用をさせるのも、今言つた中小企業の振興の一つにも当然なると思ひますが、現在入っていないかのように十分考へておられる、これは言葉を伏せながらも十分考へておられるのであるということをお聞きしておりますが、もうこの際言葉を伏せる必要はなからうかと思ひます。十分労働金庫を通してでも、中小企業の振興、育成を考へるべきであると私は考へるのですが、いかがなものでしょう。

○石田国務大臣 具体的な資金の運用方法というのは、御承知の通り審議会でおきめをいただくことになっておるわけでございます。従つて審議会の御議論、御決定を待たなければならぬところまで——労働金庫でございますから、社会党の方々でも御反対はないと思ひますが、たとえば一般市中銀行を私が特に指定でもいたしますと、またいろいろ御非難を受けるような問題でございます。従つてこれは審議会の御協議によつてきめたいと思ひます。ただその方向といふものは、労働金庫に限らず、たとえば実質上加入者、受益者の利益を得られるような方向に運用せらるべきものだと思つておる次第であります。

○島本委員 私の方で事務的な点では、何いしたいのは、六十二条で定められておりますところの審議会の運用についてですが、この審議会はきつめて熱心に行なわれているということも聞いております。それで委員に対する報酬、委員の出席率、または建議等今まで行なつたことがあるかどうか、何回ぐらい審議会の開催を行なつておるか、この四点をお伺いします。

○富樫政府委員 俸給は、委員長が一回千二百円、委員が千円、これはほかの審議会等の関係もございまして、これ十分と思つております。組織、熱心、御出席の性質にもかかわらず、御熱心の資料はございせんが、全般的に非常に御熱心に御出席いただいております。

それから建議、答申等につきまして、本法の施行以来日が間もないので、本法の施行関係については、ほとんど大部分の御意見を伺つてやつております。

○島本委員 最後に伺ひたいのですが、四十六条の第二項にいろいろと明確になつてゐるのですが、調査、広報、業務の一部を商工会議所その他の団体に委託することができるようになつております。この委託の点については、いわゆるPRを含めて相当広範に、なお強力な活動をしてもらいたいため、趣旨ではなからうかと思ひますが、こゝろの趣旨、委託の趣旨に沿つて動いてゐるのかい。PRの点などは十分行なわれたかどうか。また委託された事実について、これを具体的に伺ひたいと思ひます。

○富樫政府委員 この点につきまして、仰せのように非常に重要な点でございます。結論から申しますと、これらの民間の団体にいろいろお願いして、事実上自発的に広報、調査について御協力いただいております。アンケート等によりますと、労政事務所の勧誘と同程度の効果をこれらの団体の勧誘によつて加入を見てゐるというふうにも聞いております。ただ制度的に労働大臣の認可を受けて云々という、この条文に基づきかみしめを著した形においては委託というところは、現在においてはまだやつておりません。事務の本質からいへば、みずからの組織団体である労働中小企業ですから、私どもとしては、かみしめを著した委託なんというところにかかわらず、自発的に大いにやつてもらいたいというところを考へておるのであります。今後これらにつきましても予算がとれますれば、予算の裏づけをもつて積極的な委託をしたい、こゝろに考へております。

○島本委員 大体わかりました。PRも十分でないといふこと、だんだん伸びつつあるのだ、こゝろの点をあわせて、私はこれは逆になると思ひます。このPRなんかももっととすべきじゃないかと思ひます。それから法律の二十八条では必要な施設、管理をするようになっておりますが、従業員のための施設というふうなものを今までどういうふうに考へて、これを実施したのか、この点について一つお伺ひしておきたいと思ひます。

○富樫政府委員 これは前回は滝井先生から質問を受けて怠慢のおしかりを受けたのでありますが、先ほどから大臣が申し上げておりますように、今後積立金がたまりました場合に大いにやりたい。現段階におきましては八億ちよつとのお金で、この目的にかかわらず思ひにまかせない状況でございますが、今後は計画的にこの目的の実現に努力したい、こゝろのことでございます。

○島本委員 それではこれで終わります。

○山本委員長 滝井義高君。

○滝井委員 ちよつと最後に三、四点確認をしておきたいのですが、まず第一点は、今回のこの法律の改正で、国庫補助金が五年でなければつかなかつたものが三十六ヵ月、三年でつくなつたのですが、しかし実際にわれわれが現在加入してゐる事業場の状態を統計的に見てみますと、八割は十九人以下の従業員を持つてゐる事業場がこれに加入してゐるわけですから、労働者の数でいくと、これは四割三分程度しかない。労働者の数は比重は低いのですが、事業場の数としては非常に多いのであります。しかしこゝろ二十人未満の事業場は最も移動の多いところなのであります。従つてこれを三年までおきてきたことは非常に前進でございますけれども、この際、日本の社会保障の道ビラミッド型を直すためには、二十四ヵ月ぐらい、二年ぐらいのところまで国庫補助をおろしてゐる必要があると思ひます。そのことがやはり零細企業の労働者にも国庫補助である程度恩恵を浴せしめるという、こゝろの気持が起りますと、だんだん加入する人も出てくるのじゃないかと思ひます。政府は、今度の改正はやむを得ないにしても、次の改正あたりではこゝろの点まで踏み切る意思があるかどうか。

○滝井委員　ぜひそうお願いします。
次は退職金の通算の問題でございますが、二十四カ月以上の掛金が納付された場合でなければ通算ができませんか。

後段の自己の都合というものの解釈でございしますが、これはどうせ退職するときは願いによりとかなんとかと届け書を書くわけですが、そういう形式的なことを自己の都合とは解釈いたさ

○大原委員 関連して。
労働大臣、あなたの私語を聞いておるとちょっとわかっておられないところ

ろがある。あなたがいないときに議論したので。それで私どもが考えるののことは、中小企業はいろいろな事情があつて転々とする場合が多いわけです。その際に、他の企業に変わつていった場合でもやはり通算をできるように原則としてすべきで、そうすることによつ

いうふうには解釈をして通算をしないとい
うのでなしに、通算をするかどうか。
か。というのは、自分はどここの企
業にこういう事情で行きたい、こうい
うふうに言って、経営者が労働者の方
の意向を納得た場合においては通算
をするのかどうか。黙ってほんと飛ん

○石田国務大臣　やはりそういう場合の理由の問題だと思います。私どもはともなう正当な理由と一般的概念で包みたいというところを思うのでありますが、具体的な事例をあげられた場合、退職金制度というものは、本来職を失った者がその次の職を探すまでの生活の保障という意味も

大きいのでありますが、しかしもう一つは、やはり今までの勤労の結果というものに対する報償金と申しますか、そういう性格も加味されておると思います。そういう両方の性格がある。失職したあとの次の職へ行くまでの生活の保障ということとすと失業保険金というものの運用で事足りるわけがありますから、それがそのほかに退職金制度というものがある理由は、単純

○滝井委員 それから事業団の代理店の問題ですが、全国一万二千のほとんど日本にあるような金融機関は全部代理店になり得る状態になっておるのだが、労働金庫だけは、この法律を通すときのお約束にもかかわらず、なかなか代理店と申しますか業務取り扱いの

行政が相当熱意を持っておやりになれば、この金はもともと事業主が積み立ててしまつて、一定の期間が来て支給を受ける資格ができれば、これはもう事業主のものではなくて労働者のものになる金なんです。従つて当然これは労働者のなじんでおる労働金庫を、

大臣の方でやはり積極的に推進になつておやりになることが必要じゃないかと思ふ。先般予算委員会、新しくできる年金福祉事業団の業務受託機関としては労働金庫をやりますという言明が、大蔵大臣なり銀行局からあつたわけですが、従つてこれはこの法案を通すときのお約束の経緯もありますから、審議会の方に、労働大臣も責任を持たせてぜひ推進をして、四月一日からこの

にあるので、それについては私は議案があると思います。

しかし、ただいまの労働金庫の問題については、これはよく御承知の通り、審議会で御決定を願うことではございませうけれども、しかし、御趣旨に沿うように審議会の決定が得られると

す。窃取、横領、傷害などの場合、秘密漏洩とか正当な理由のない欠勤となどというような場合には退職金の減額をすることができることになっている。それが基準になっておるわけです。それで幾ら減額するかは、使用主が自由裁量でやるわけです。そうすると、それで

事業主の自由裁量でやる減額が非常過酷な場合には、事業団がそれととも被共済者に対して過酷であるといふときには変更することができるといふようになってゐる。一体幾ら減額するかといふことはつきりしないわけです、労働者にとつても。もちろんこれは横領をやつたり傷害のような刑事事件を起したときは、相当減額されてもやむを得ないと思うのですが、秘密を漏洩

たとか、正当な理由のない欠勤だとかいうことになりまして、これは水かけ論になる場合が多いわけです。われわれが診断書をいろいろ書く場合にも、必ず水かけ論になるのです。事業主の方に一方的にきちつとやられた場合には、これはなかなかかわないわけです。こういう点についての明確な行政指導というか、これは内規か何かでなければできないと思うのです。規則には書きにくいと思うのですが、これは零細な労働者を保護する法律として作っておるわけですから、将来そういう点についての遺憾なき措置を労働省としてはとってもらいたい、こういうことです。これはどうですか。

○石田国務大臣 具体的になかなかむずかしい問題を含むと思いますけれども、しかし、これはやはり御趣旨のよう、労働者保護に重点があります。それからその減額の範囲その他が一時の感情的な手段によってきめられるようなことであれば過酷にわたるわけでもございます。そこで、その減額の基準等の設定にあたりましては、ただいま御趣旨のような線に沿うように努力をいたしたいと思えます。

○山本委員長 これにて質疑は終局いたしました。

○山本委員長 引き続き本案を討論に付するのですが、申し出もないようですので、直ちに採決をいたしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○山本委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

中小企業退職金共済法の一部を改正

する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○山本委員長 起立総員。よって本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○山本委員長 御異議なしと認め、そのように決しました。

午後二時まで休憩いたします。

午後一時六分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

〔参照〕

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出第三七号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕